

| 会 議 記 録     |                                              |      |             |              |
|-------------|----------------------------------------------|------|-------------|--------------|
| 会 議 の 名 称   | 議 会 運 営 委 員 会                                |      | 会議場所 第3委員会室 |              |
|             |                                              |      | 担当職員 鈴木 智   |              |
| 日 時         | 平成27年11月16日(月曜日)                             |      | 開 議         | 午後 1 時 3 0 分 |
|             |                                              |      | 閉 議         | 午後 3 時 0 5 分 |
| 出席委員        | 堤 ○ 藤本 小松 福井 湊 石野 田中 < 齊藤副議長 ><br>(委員外議員) 菱田 |      |             |              |
| 執行機関<br>出席者 |                                              |      |             |              |
| 事務局<br>出席者  | 藤村局長、山内次長、船越総務係長、鈴木議事調査係長、三宅主任、池永主任          |      |             |              |
| 傍聴          | 可                                            | 市民1名 | 報道関係者 名     | 議員 名( )      |

## 会 議 の 概 要

1 3 : 3 0

〔堤委員長 開議〕

〔事務局長、議事調査係長 説明〕

1 議会の活性化について

( 1 ) 詳細の検討について

【短期としたもの】

<堤委員長>

各検討項目について順に意見を聞きたい。

【検討項目№5 交通手当の支給及び政務活動費の増額】

～交通手当の支給～

<石野委員>

会派内では短期で結論を出すこととして話をしている。

<田中委員>

交通費として定額支給はできないが、距離に応じた額を換算して支給すればよいのではないか。

<湊議員>

各議員の距離に応じた額を支給すればよい。対象となる公務が分かりにくい。

<藤本副委員長>

条例化したうえで平均した金額を支給すればよい。

<堤委員長>

菱田委員外議員の意見を求める。

<菱田議員>

本市は市域が広いので支給することとすればよい。対象会議は定める必要がある。

<堤委員長>

報酬に入れて検討すればよいのではないか。月例常任委員会等出席する会議が増えている現状がある。

<事務局長>

交通費として月の定額で支給することはできない。費用弁償としての支給は可能であるが、金額の合理的根拠が必要となる。例えば車の走行距離を旅費換算して考慮

していくことが必要である。公務として対象となりうる法律等に定められた会議は本会議、委員会、協議等の場等である。幹事会、議員団研修等は対象とならない。

<堤委員長>

議会報告&わがまちトークはどうか。

<事務局長>

委員派遣としているので協議の余地はある。旅費をベースに考えていただくこととなると、様々な場所を会場としているため検討が必要となる。

<福井委員>

交通手当としての要素のある費用弁償であっても、市民向けには一度廃止した費用弁償を復活させるとはかならない。まずそこを考えたい。

<湊委員>

費用弁償を復活する場合、議会改革の中で必要なものであるとして議論していけばよい。実際に今は多くの会議等に出るようになった。例えば、車を持たない議員がいたとして、議会報告会等で周辺部へタクシーを利用して行った場合、何千円と経費がかかる。

<堤委員長>

市民の受け止め方が問題となる。議員活動に必要なものとして説得していくのか、批判が出てくるものとして実施しないのか。

<田中委員>

交通費にかかる実費相当額を支給するのであれば報酬の二重取りにはならないと考える。算出根拠さえしっかりしていればよい。

<小松委員>

議員がより活動しやすいようにするために費用弁償を支給することとすればよい。

<藤本副委員長>

年間の交通費の必要額を算出して、その分を議員報酬に含められるよう報酬審議会にかければよい。

<堤委員長>

政務活動費に交通費を含めて増額するのはどうか。

<事務局長>

政務活動費は使途基準を明確に決めているため難しいと考える。

<福井委員>

会派に持ち帰りもう一度議論したい。交通費としてかかる実費分としてならば説明できると考える。遠くから来る議員は支給額が高く近い議員は低くなる。そうであれば支給する理由付けが難しい。また、個人的には報酬の中に含めるのは賛成できない。

<事務局長>

費用弁償として支出する場合、実際の距離に応じて旅費単価から算出している議会や距離を段階的に決めて額を算出している議会もある。また、一律の額を算出して出席に応じて支給している議会もある。それらの点を含めて議論いただければと考える。

<堤委員長>

再度各会派で話し合ったうえで結論を出したい。

～政務活動費の支給～

<石野委員>

多く予算要求しておき残額は返すようにしてはどうか。支給額を月5千円上げて年24万円としたい。

<田中委員>

何に必要なかを十分に議論すべき。市民にも説明がつかない。自分たちで額を決めて、お手盛りという批判は避けなければならない。

<湊委員>

現状は年2回の視察を実施し年間5万円から10万円余っているが、会派の広報紙を発行するなら不足する。このため支給額を上げておけばよいと考える。

<藤本副委員長>

年額24万円が妥当。会派の広報紙は実費で発行している状況であり議員活動を知ってもらうためにも充実させたい。余れば返せばよい。

<堤委員長>

政務活動費の使途は限られている。会派の広報紙は出せないという意見もある。

<菱田議員>

年額12万円から18万円にした経過もある。最終的に上げるとしても、議論はしっかりしておくべき。

<福井委員>

会派には人数の大小がある。宇治市議会のように政務活動費を有効に使うのであれば、会派分と個人分に分けて支給する方が使い勝手がよい。例えば、会派の広報紙を発行する場合に足りなければ個人支給分も足して支出できる。

<堤委員長>

議運としては議長に答申していくものである。また、市長がどのように対応するかを含めて考えていく必要がある。次回に結論を出したい。

#### [検討項目№5 結果 「検討」(短期)]

#### 【検討項目№6 一般質問時間の見直し】

<石野委員>

現行通りでよい。

<田中委員>

質問時間を25分確保したい。同意が得られなければ現行通りでよい。

<湊委員>

現行通りでよい。

<藤本副委員長>

全体で同意が得られなければ現行通りでよい。3月定例会とそれ以外の定例会の質問時間を統一してもよい。

<堤委員長>

質問時間を長くしてどれだけの効果があったか聞きたい。

<藤本副委員長>

答弁が長く質問できない場合がある。質問時間を25分、答弁時間を20分と決めて実施するのがよい。

<堤委員長>

現行通りとすることとし、今後運用する中でどうしても弊害がある場合は再検討する。

< 藤本副委員長 >

次回以降検討する機会があれば考える。

[ 検討項目№ 6 「結果」 「実施しない」 ]

【 検討項目№ 8 予算・決算の審査方法の見直し 】

< 福井委員 >

会派としては、現行の審査方法が望ましいとの結論である。常任委員会として実施する議論には至っていない。現行の予算審査は、2年に1度は市の事務執行全体を見ることができるためよい方法だと考える。

< 田中委員 >

特別委員会方式、常任委員会方式それぞれにメリット、デメリットはある。会派としては分科会方式で全体会を実施しながら審査していけばよいと考えている。

< 湊委員 >

それぞれメリット、デメリットがある。現行どおり予算特別委員会で全体を見ていく方法がよいとも考える。迷うところである。

< 藤本副委員長 >

資料にあるパターン3の方法がよい。全員で審査するのがよい。現行の予算審査も決算審査方式にすればよい。

< 堤委員長 >

現行の予算特別委員会の審査方式は、議員の任期のうち2回は予算審査に加わり全体をみることができるのがメリットと考える。

< 藤本副委員長 >

京都市会の予算及び決算の審査方式により通年議会も実施できればよい。予算審査の際に議員を半数に分ける必要はない。

< 菱田議員 >

財政状況が厳しくなった現在、予算は全員で審査する方がよいのではないか。前回までは常任委員会の分科会方式がよいと意見を述べていたが、審査日程が厳しいことから2つの小委員会に分けて、それぞれが集中的に審査すれば効率的な審査ができる。2つに分けるので一人の議員ですべてを審査できないがうまく運用すればよい。

< 堤委員長 >

この項目について、1月に開催する議運で決定しては時期的に遅いか。

< 事務局長 >

1月に決定できれば3月の審査に間に合う。

< 堤委員長 >

再度議論し1月に決定したい。

[ 検討項目№ 8 「結果」 検討（短期） ]

【 検討項目№ 12 政務活動費の領収書のホームページへの掲載等 】

< 藤本副委員長 >

現行通りでよい。

- < 石野委員 >  
現行通りでよい。
- < 田中委員 >  
透明性の確保の意味で、全体で合意できれば公開する必要はある。
- < 湊委員 >  
現行通りでよい。
- < 菱田議員 >  
現行通りでよい。
- < 堤委員長 >  
現行通りとする。

[検討項目№ 1 2 「結果」 実施しない]

【検討項目№ 1 4 会議規則改正（出産に係る欠席届）】

- < 堤委員長 >  
会議規則を改正することで考えたいがどうか。
- < 藤本副委員長 >  
日数については市職員に準じてはどうか。
- < 湊委員 >  
実施したい。
- < 田中委員 >  
実施したい。
- < 石野委員 >  
実施したい。
- < 菱田議員 >  
実施したい。
- < 堤委員長 >  
会議規則の改正を実施することとする。
- < 事務局長 >  
会議規則の改正と併せて、出産のため会議を欠席する場合の日数は、産前産後 8 週以内という内容を申合せとすることを確認いただきたい。
- < 事務局次長 >  
政務活動費に関しては現行通り取り扱うということを確認いただいた。政務活動の交付に関する条例施行規則第 6 条で会計帳簿を調製する内容の条文があるので、各会派で作成いただくよう確認いただきたい。また、次回 1 月に予定されている活性化を検討する議運で実施等を決定される場合、予算を伴う項目への対応は時期的にも難しいことをご了解いただきたい。
- < 堤委員長 >  
帳簿は公開しなければいけないものか。
- < 事務局次長 >  
帳簿を公開する必要はない。

[検討項目№ 1 4 「結果」 実施する]

## 2 その他

〔事務局長 説明〕

( 1 ) 次回の日程について ( 議会の活性化についての検討 )

< 堤委員長 >

次回の議会活性化を検討する議会運営委員会は、1月14日(木)午前10時から開催する。

— 全員了 —

( 2 ) 議会運営委員会 ( 1 2 月定例会招集告示 ) の日程について

散会 15 : 05